

## 第8回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

### 1 実施日時

平成19年5月11日（金）午後1時30分～午後3時40分

### 2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員（五十音順）

##### 地裁委員会委員

出席者 出田孝一（佐賀地方裁判所長）  
河野眞佐徳（株式会社サガテレビ取締役編成業務局長）  
武野康代（佐賀地方裁判所唐津支部長）  
西田富子（佐賀県翼の会会員）  
西村淳子（佐賀県商工会連合会会員）  
馬場三恵子（佐賀市教育委員会生涯学習課長）  
藤川謙二（佐賀県医師会医師）  
前田和馬（佐賀県弁護士会弁護士）  
壬生隆明（佐賀地方検察庁次席検事）

##### 家裁委員会委員

出席者 出田孝一（佐賀家庭裁判所長）  
稲田繁生（佐賀市体育協会会長）  
金子栄一（佐賀市役所産業部長）  
古賀靖之（西九州大学健康福祉学部教授）  
富安久美子（佐賀県PTA連合会副会長）  
富吉賢太郎（佐賀新聞社論説委員長）  
古川順一（佐賀家庭裁判所判事）  
本多俊之（佐賀県弁護士会弁護士）

吉 木 靖 範（佐賀県公民館連合会会長）

(2) 事務担当者

馬場地家裁事務局長，高尾地裁総務課長，川崎家裁総務課長（庶務）

4 議事

(1) 委員長あいさつ（出田委員長）

(2) 新任委員の紹介

(3) 裁判員の選任手続について

ビデオ上映「聞いてみよう。裁判員に選ばれるまで」

選任手続についてのポイント解説（刑事部伊藤ゆう子裁判官）

選任手続に関する準備作業の状況（山口刑事首席書記官）

意見交換

（文中， は非法曹委員， は法曹委員の発言である。）

辞退事由について，入学・卒業式，参観日及び運動会といった学校行事は辞退事由として認められるのか。

最終的には担当裁判官の判断になるが，認められる場合もあると思われるので，そういった理由があれば積極的に質問状や選任手続の際に言っていたらと思う。

本日説明を受けた選任手続については，一般の人には知られていないので，もっとPRしたほうがよい。

法律的知識や，能力に自信がない人も多いと思われるが，これらのことは辞退事由とはならないというPRが必要と思われる。

人のいざこざに関わることは避けたいというのが一般国民の感情であるが，この常識を変えて，関わることへの抵抗感を少なくするようなアプローチも必要である。

裁判員という言葉を知っている人は多いと思うが，大部分の人は，自分自身のこととして考えていないので，自分のこととして捉えるような広報

をした方がよい。

雇用形態として、契約社員や派遣社員もいるので、特別休暇制度等の環境整備についても、この点を考慮する必要がある。例えば、派遣社員であれば、派遣会社と契約する時点で、裁判員に選任された場合有給休暇とするようなことを契約内容に盛り込む必要がある。

身体的なハンディを持っている人への対応は十分にできるのか。

裁判員として選任されるかどうかを裁判当日に決められるのは、自営業を営む人等にとっては不都合が多い。事前に代わりの人に店の営業を頼んで裁判当日の選任手続に臨むことになるが、裁判員に選任されなかったからといってキャンセルできないので、その分の費用はかかる。

裁判員になることについて不安を持っている人も多いと思われるが、裁判員と裁判官が協働して判断するのであり、その意味で9分の1の負担であり、1人で負担を背負うことにはならないことをPRしてはどうか。

70歳以上の人は辞退できるということであるが、むしろ団塊の世代の方が積極的に参加すると思われる。

裁判員候補者となったことの通知等を行う際には、制度を説明する資料等を同封してはどうか。

裁判員制度が始まって、実際に裁判員となった人の意見を聞くことにより、裁判員をやってみたいという人も増えるのではないか。

裁判員をやったことで人から評価されるといった、充実感やプラスになったと感じることができるよう環境を作ることが重要である。

(4) 任期満了予定委員のあいさつ

## 5 次回の予定

(1) 日程

平成19年11月30日(金)又は同月16日(金)午後

(2) 意見交換テーマ

地裁委員会，家裁委員会合同で，「裁判員制度」について模擬評議を行う。